

東電福島第一原発での被ばく限度の適用について

23/3/14 特例省令	11/1 改正特例省令 + 電離則第7条	ステップ2完了 (12/16) 電離則第4条・第7条 + 特例省令廃止省令の経過措置	24/5/1 電離則第4条・第7条
<p>緊急作業 期間中 250mSv (特例省令)</p>	<p>11/1 より後に 緊急作業 に従事 する者</p> <p>緊急作業期間中 100mSv (電離則第7条(緊急被ばく限度))</p> <p>原子炉冷却、放射性物質放出抑制 設備のトラブル対応作業従事者</p> <p>緊急作業期間中 250mSv(改正特例省令)</p>	<p>50mSv/年かつ100mSv/5年 〔電離則第4条 (通常被ばく限度)〕</p>	
	<p>11/1 以前から 緊急作業 に従事し ていた者</p> <p>緊急作業期間中 250mSv (改正特例省令の経過措置)</p> <p>総実人員約2万人のうち、 100mSv超の者は、167人 (うち東電社員は、146人)</p>		<p>原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の 機能の維持のための作業従事者</p> <p>緊急作業期間中 100mSv(電離則7条)</p> <p>原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の機能の維持の ための作業の実施のために必要不可欠な高度な知識経験 を有する者で、100mSvを超える線量を被ばくした者</p> <p>H24.4.30までに限り、緊急作業期間中 250mSv (特例省令の廃止省令の経過措置)</p> <p>東電の社員のみ(約50人)</p>